参考様式第５－１号

北　中　農　第　562　号
令　和　8　年　3　月　9　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

北中城村長　比嘉孝則

市町村名 （市町村コード）	北中城村 （47327）
地域名 （地域内農業集落名）	北中城村 （喜舎場、仲順、熱田、和仁屋、渡口、島袋、屋宜原、瑞慶覧、石平、安谷屋、荻道、大城）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和　8　年　3　月　6　日 （全　1　回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

本地区は、農業生産基盤整備が概ね完了した地域で、さとうきびを中心に、野菜・果樹などの作物を栽培している地域である。今後の地域農業を担う中心経営体数25名で、うち認定農業者が2名、認定新規就農者が3名、基本構想水準到達者が1名いる。耕作放棄地で森林化が進み再生困難な農地が増加基調となり、農業者の高齢化、後継者不足の中、担い手確保に向けた取組と、農地の借りてが少なく農地の確保が課題である。

（２）　地域における農業の将来の在り方

サトウキビ、野菜類、果樹があり将来的にもそれらが主な作物となることが考えられる。農業者の高齢化や担い手不足が進む中、地域コミュニティーの活性化を図り、地域内外から農地を利用するものを確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう農地流動化の取込を促進し、担い手が一体となって農地を利用し保全していく体制の構築を図る。また、補助事業を活用し、機械化やスマート農業の推進、所得向上のために村のパイプハウス整備事業の推進を図っていく。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	135.00　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	123.00　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	12　ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を中心に区域とし、『農を活かした健康福祉の里づくり事業』の事業地内に該当する農地（12ha）は保全・管理を行う区域外（保全・管理）とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地中間管理機構（農地バンク）を通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
本地区について、安谷屋土地改良区で畑かんがい事業を推進し、渡口・与儀田原土地改良区では畑かんがい事業の導入を検討する。基盤整備が完了した地区については今後も維持管理に務めながら、担い手や農地地権者のニーズを踏まえ、農道舗装整備や浸水対策等について取り組んでいく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなど関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
サトウキビの収穫及び管理作業については、機械化の促進にむけ受託作業を推進する。また、関係機関と連携し、農作業時の労力軽減に努め遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業		④畑地化・輸出等	○	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②資材価格の高騰により、減農薬・減肥料にむけた取組を支援し、環境保全方農業を推進する。
③スマート農業の導入にむけた取組を支援する。
⑤パッションフルーツ農家の育成と、安定的な生産量の確保や拠点産地化を目指す。
⑦事業を活用し、地域全体での農業施設の維持管理にむけた仕組みづくりを検討する。